

# 特定個人情報保護評価計画管理書

## 評価実施機関名

群馬県板倉町

## 作成・最終更新日

平成27年6月25日

## 担当部署

総務課

# 特定個人情報保護評価計画管理書

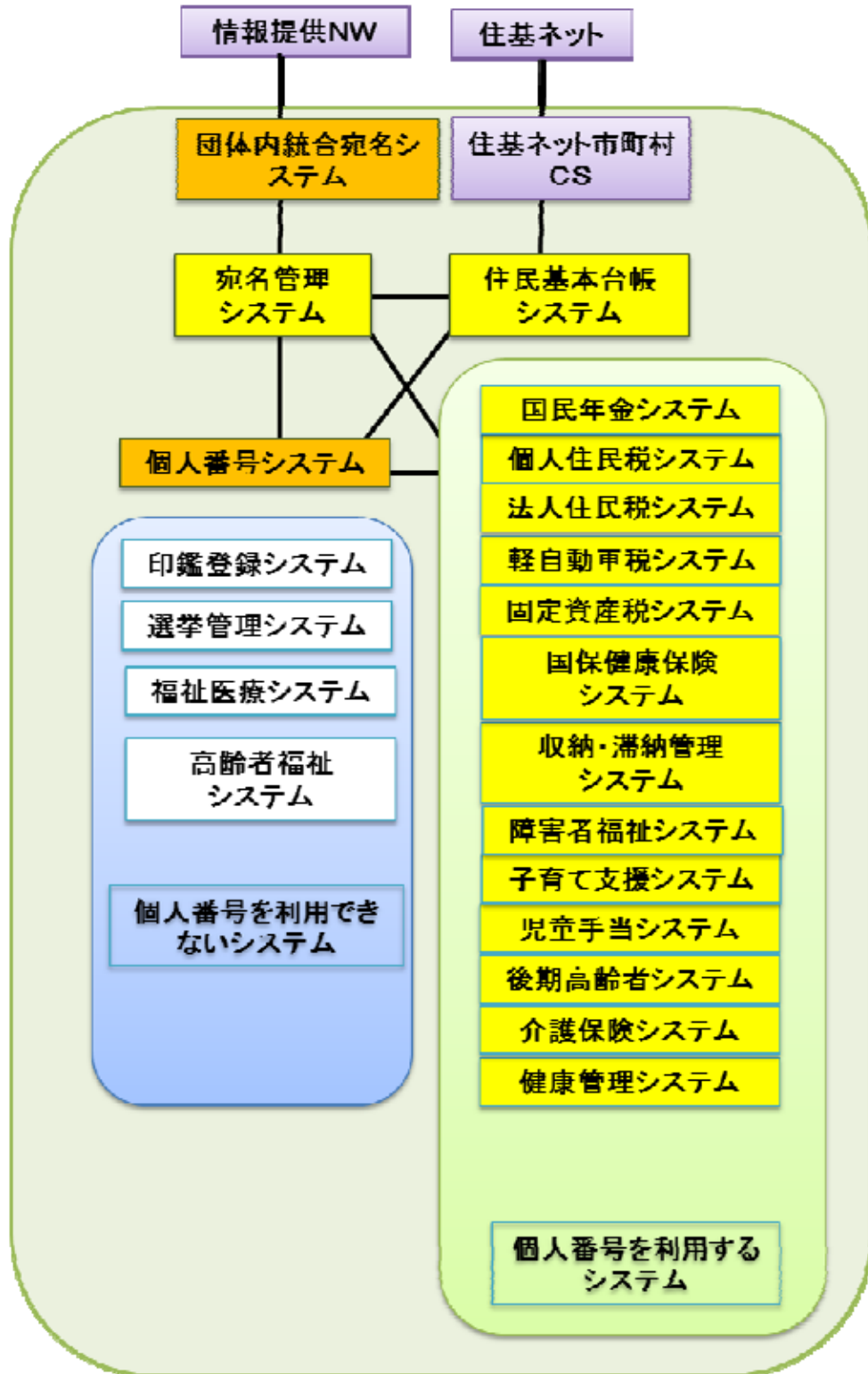
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目 / 全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日				
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条 第16条 第17条	住民基本台帳に関する事務	1.既存住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバ			未定		基礎					戸籍税務課
2	番号法第9条第11項 別表第1の31項	国民年金に関する事務	1.国民年金システム	×		未定		基礎					戸籍税務課
3	番号法第9条第11項 別表第1の16項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	個人住民税に関する事務	1.個人住民税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバ			未定		基礎					戸籍税務課
4	番号法第9条第11項 別表第1の16項	法人住民税に関する事務	1.法人住民税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバ			未定		対象外(基礎)					戸籍税務課
5	番号法第9条第11項 別表第1の16項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	軽自動車税に関する事務	1.軽自動車税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバ			未定		基礎					戸籍税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目 / 全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
6	番号法第9条第11項 別表第1の16項	固定資産税の賦課又は調査に関する事務	1.固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		基礎				戸籍税務課
7	番号法第9条第11項 別表第1の16項、30項	国民健康保険税に関する事務	1.国民健康保険システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		基礎				戸籍税務課
8	番号法第9条第11項 別表第1の81項、161項、30項、59項、68項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	地方税等徴収事務	1.収納管理システム 2.滞納管理システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー			未定		基礎				戸籍税務課
9	番号法第9条第11項 別表第1の84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務	1.障害福祉システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		対象外(基礎)				福祉課
10	番号法第9条第11項 別表第1の94項	子ども・子育て支援法に関する事務	1.子育て支援システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		基礎				福祉課
11	番号法第9条第11項 別表第1の56項 児童手当法第4条 第5条 第7条 第26条 第27条 第28条	児童手当等に関する事務	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		基礎				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目 / 全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
12	番号法第9条第11項 別表第1の37項 児童扶養手当 法 第6条 第8条 11項、31項	児童扶養手当に関する事務	1.児童扶養手当受給者シート(エクセル) 2.中間サーバー			未定		対象外(基礎)				福祉課
13	番号法第9条第11項 別表第1の30項	国民健康保険に関する事務	1.国民健康保険システム 2.国保総合システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー			未定		基礎				健康介護課
14	番号法第9条第1号 別表第1の59項	後期高齢者医療保険関係事務	1.後期高齢者システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.後期高齢者医療広域連合電算処理システム			未定		基礎				健康介護課
15	番号法第9条第11項 別表第1の68項	介護保険に関する事務	1.介護保険システム 2.国保中央会伝送通信システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー			未定		基礎				健康介護課
16	番号法第9条第21項 番号法に基づく町条例(未制定)	福祉医療費の支給に関する事務	1.資格管理台帳(Excel) 2.給付管理台帳(Excel)	未定		平成28年	4月頃	基礎				健康介護課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目 / 全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
17	番号法第9条第11項 別表第1の411項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	1.措置台帳(Excel) 2.費用徴収台帳(Excel) 3.中間サーバー			未定		基礎					健康介護課
18	番号法第9条第11項 別表第1の491項 母子保健法10条等	母子保健法に関する事務	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.養育医療資格および給付台帳(Excel)			未定		基礎					健康介護課
19	番号法第9条第11項 別表第1の761項	健康増進に関する事務	1.健康管理システム	×		未定		基礎					健康介護課
20	番号法第9条第11項 別表第1の101項 総務省令第5号10条第1～6項	予防接種法に関する事務	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		基礎					健康介護課
21	番号法第9条第11項 別表第1の81項	児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費等に関する事務	1.障害福祉システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー			未定		対象外(基礎)					福祉課

(別添1) システム概要図



**(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス**

**1. 個人番号にアクセスできるシステム**

個人番号を直接保有するシステム	団体内統合宛名システム、個人番号システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	住民基本台帳システム、宛名管理システム、国民年金システム、個人住民税システム、法人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、障害者福祉システム、子育て支援システム、児童手当システム、後期高齢者システム、介護保険システム、健康管理システム

**2. 個人番号にアクセスできないシステム**

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	印鑑登録システム、選挙管理システム、福祉医療システム、高齢者福祉システム